

平成26年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成26年12月9日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第71号議案から第91号議案まで、第3号報告及び報第13号
質 疑
委員会付託
[ただし、報第13号を除く。]

市 長 永 松 博 文
副 市 長 鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長

甲 斐 智 光
後 藤 勲
筒 井 正 之
渡 邊 和 幸
佐 藤 之 則
安 藤 隆 治
河 野 真 一
藤 重 深 雪
山 田 真 一
飯 沼 憲 一
植 田 克 己
伊 南 富 士 子
榎 本 久 光
安 田 祐 一
大 力 雅 昭
都 甲 賢 治
永 松 史 年
川 口 達 也
地域総務二課長兼水産・地域産業課長
宗 直 長
近 藤 毅
都 甲 さおり

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1 番 土 谷 信 也
2 番 近 藤 紀 男
3 番 成 重 博 文
4 番 安 達 隆
5 番 山 田 秀 夫
6 番 松 本 博 彰
7 番 中山田 健 晴
8 番 河 野 徳 久
9 番 明 石 光 子
10 番 土 谷 力
11 番 村 上 和 人
12 番 鴛 海 政 幸
13 番 安 東 正 洋
14 番 北 崎 安 行
15 番 川 原 直 記
16 番 河 野 正 春
17 番 山 本 博 文
18 番 菅 健 雄
19 番 徳 永 浄
20 番 大 石 忠 昭

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長 佐 藤 清
教育庁学校教育課長 小 川 匡

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 清 水 栄 二
庶 務 係 長 次 郎 丸 浩 一
議 事 係 長 岩 本 力
主 任 西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

○議長（河野正春君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、第71号議案から第91号議案まで、第3号報告及び報第13号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、10番、土谷 力君、20番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 議席番号5番、山田秀夫で

12月9日

ございます。

通告に基づき、議案質疑を行います。

まず、第83号議案、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

豊後高田市真玉B&G海洋センターを特定非営利法人TMKチャレンジクラブを指定管理者として指定する議案ですが、B&G海洋センターの施設のどの施設が対象となるのか。また、指定管理する業務内容とはどういうものなのか、まずお尋ねをいたします。

次に、TMKチャレンジクラブは公募なのか、非公募なのか。また、このクラブが最も適任であるとしたら、理由はどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

次に、使用料等は指定管理者に全額入れられるのか。また、改修や修繕費との負担はどのようになるのか。また、新しく設備を行う場合は、その負担はどのように考えておられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、指定管理期間ですが、平成27年4月1日から3カ年となっておりますが、この3カ年とした根拠について、お尋ねをいたします。

次に、第87号議案、豊後高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

まず、第4条の「放課後児童健全育成事業者」について、現在どのような団体が事業者として運営しているのか。また、その事業内容についてお尋ねをいたします。

次に、第5条の第6項にあります「放課後児童健全育成事業所」とは、どのような場所で実施しているのか。

また、第9条にあります「支援の提供に必要な設備及び備品等」とはどのようなものがあるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、本市においては、現時点において厚生労働省令で定められた基準どおりにすると、基準を満たせない事業者が生じることから、平成32年3月31日までの経過措置を設けるとしておりますが、その対象となる事業者はどこなのか。また、改善する方法として、具体的にどのような対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、事業所の運営について、その費用はどのようになっているのか。また、入会している利用者の負担金額はどれくらいなのか、お尋ねをいたします。

次に、第88号議案、市営墓地条例の制定についてであります。

まず、基本的なことからお尋ねをいたします。

市営となりますと、墓地の管理者等、市も大変だと思われませんが、なぜ墓地が必要なのか。また、その背景や現状等、必要とされる理由と目的についてお尋ねをいたします。

次に、第3条に、使用者の資格として、1項1号にただし書きで、「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とありますが、これはどういう場合を想定しているのか、お尋ねをいたします。

また、同条2項で、「墓所の使用は1世帯につき1区画に限るものとする」とあり、「ただし市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない」とありますが、この場合はどのようなことが想定されるのか、お尋ねをいたします。

次に、第4条は、使用の許可の想定ですが、第2項で「墓所の管理上必要な条件を付することができる」とありますが、現在考えておられる条件があればどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

次に、第8条は、使用料の規定ですが、2項で、「減免または免除することができる」とありますが、これはどのような場合をいうのか。また、第8条関係で、区画がA、Cの4平方メートルとB、Dの6平方メートルとなっておりますが、それぞれ何区画あるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、第12条では、墓所の返還規定をうたっていますが、「届け出をして、現状回復して、市に返還しなければならない」とありますが、この場合の永代使用料の取り扱いはどのようになるのか、お尋ねをいたします。

次に、最後に、附則2項で、準備行為の規定を設けていますが、これは墓地の募集を行う場合等について、平成27年4月1日以前でも行うことができるようにするためだと思われませんが、そのほかに何かほかの準備行為があるのか、お尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 第83号議案の公の施設の指定管理の指定について、お答えいたします。

まず、真玉B&G海洋センターで指定管理する施設と業務内容についてですが、海洋センターの管理

棟とプール、カヌー関連施設、駐車場の全ての施設を指定管理の対象としております。また、業務内容につきましては、施設全般の運営と設備の維持管理を行うようにしております。

次に、指定管理者の選定につきましては、非公募とし、NPO法人TMKチャレンジクラブを候補者として、市の指定管理者選定委員会で審議をしていただきました。

非公募の理由といたしましては、TMKチャレンジクラブは、平成18年に発足、平成23年にNPO法人として認可されて以来、市の掲げている体力づくり・健康づくりの施策の一翼を担っており、市民の健康づくりの向上のための健康教室への講師派遣や高齢者の健康な体づくりのための運動教室にも携わっております。また、B&G海洋センターに設置することが義務づけられています指導者の資格を取得した職員も配置しております。

さらに、TMKチャレンジクラブは、プールを活用しての健康づくり・体力づくりの教室、カヌーなどの海洋性スポーツの普及に向けた事業の拡大、カヌー場を利用してのウォーキングやジョギング大会の開催についても計画をしておりますので、年間を通じて市の掲げる健康なまちづくりが推進できること、市民サービスの向上が図れること、さらに施設の有効活用が図れる事業者として判断したところであります。

次に、使用料等についてですが、プール開放等に伴い、徴収した使用料は指定管理者の収入とするようにしております。また、改修や修繕費の負担についてですが、経年劣化に伴う5万円未満の施設及び設備の修繕は指定管理者の負担とし、それ以外につきましては教育委員会で負担することとしています。

次に、指定管理期間を平成27年4月1日から3カ年とした根拠についてですが、指定管理者制度導入に当たって、最小のコストで最大の効果を上げているのか、指定管理者による管理が適切に行われているのかを定期的にチェックしていく必要があります。導入の成果については、短期間では判断しがたいと考えておりますし、また余りにも長期間になりますと、施設の老朽化等によるリスクが大きいと考えております。そのため、成果を判断するのに適切な期間は3年と判断したところであります。

以上です。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 第87号議案のご質疑にお答えします。

現在、市内に放課後児童クラブは9クラブあり、そのうちの2クラブが2つの小学校区の児童を受け入れていただいておりますので、11の小学校区の児童全てが利用できる状況となっております。

議員ご質疑の運営を行っている事業者につきましては、児童の保護者で組織された保護者会が7クラブ、社会福祉法人が2クラブであります。

また、その主な活動内容につきましては、昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、家庭的な雰囲気のもとに遊びや生活の場を与え、指導員とともに宿題や遊びなどを行う活動をしております。

次に、実施場所についてですが、学校内の余裕教室を活用しているクラブが5クラブ、旧幼稚園舎等の施設で実施しているクラブが4クラブであります。

また、第9条の支援の提供に必要な設備及び備品については、活動に必要な遊具・図書や児童の所持品を収納するロッカーなどの設備であります。

次に、条例の基準を満たせない事業所についてですが、今回の条例では、第9条第2項において、占用区画の面積を児童一人につき、概ね1.65平方メートル以上とすることや、第10条第4項において、1クラスの児童の数は概ね40人以下とすることとなっております。現時点で、この基準を満たさないクラブは、高田小学校で実施しているひまわり児童クラブと桂陽小学校で実施しているなかよし児童クラブの2クラブです。この基準につきましては、平成32年3月31日までの経過措置を設けておりますが、子どもたちが安心して活動できる場を確保することからも、まずは余裕教室のさらなる活用ができないかを学校や関係機関と十分協議するとともに、確保が難しい場合には、施設整備も含め早急に対応してまいりたいと考えております。

また、運営に係る費用につきましては、登録児童数に応じて定められた委託金と利用者の負担金による運営をしております。その利用者の負担金につきましては、各クラブが自主性や特色のある運営を行う中で、それぞれの実情に合わせ決定をしておりますので、月額2,000円から4,000円の範囲での負担金となっております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 第88号議案の市営墓地条例についてのご質疑にお答えいたします。

12月9日

市営墓地につきましては、新しい悠久の杜火葬場が稼働後、悠久の杜残地利用将来ビジョン検討委員会などで、旧千部・旧真玉火葬場の跡地利用を含めて検討する中で、旧千部火葬場の跡地を有効に活用するため、市営墓地として整備する方向で決定してきたものでございます。墓地は、市民にとって必ず必要となってくる施設でございます。市内在住でお墓を持たれていない方や新たに転入された方が、墓地を希望されていらっしゃるという聞いております。そうした方々に、墓地としてご提供できるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、第3条第1項第1号のただし書きで、市長が特別の理由があると認めるときにつきましては、使用者の資格は市内に住所を有する方に限定しておりますが、長年市内に定住された方で市内に墓地もなく亡くなられ、承継すべき家族は市外に住んでおり、どうしても家族から市内にお墓を建てて納骨したいという場合などが想定されますので、そのような場合、検討する余地があると考え、この規定を設けております。

次に、3条第2項のただし書きで、市長が特別の理由があると認めるときにつきましては、墓所の申し込みは1世帯につき1区画に限っております。しかし、将来比較的大きなお墓をご希望される方もいらっしゃるかと思いますので、このような場合、検討する余地があると考え、この規定を設けております。

次に、第4条第2項の墓所の管理上必要な条件でありますが、考えています条件につきましては、墳墓の高さを3メートル以内とする高さ制限と隣接する墓所から墳墓等を15センチ以上間隔をあけてもらう制限の2点を考えております。この条件につきましては、条例の施行規則に規定いたします。

次に、第8条2項の使用料の減免及び別表での4平米、6平米の区画数でございますが、基本的には使用料を減額または免除することは考えておりません。想定する事案はございませんが、将来減免を検討しなければならない場合のため、減免の規定を設けております。また、8条の別表の区画数につきましては、4平米が49区画、6平米が31区画の計80区画でございます。

次に、第12条の墓所の返還に伴います永代使用料の取り扱いにつきましては、改葬等でお骨を移した場合の墓所の返還でございますが、第9条で、使用料の不還付について規定しておりますように、永代

使用料の返還は考えておりません。

次に、附則2項の準備行為につきましては、この条例の議決をいただきましたら、墓地完成後、募集の準備ができ次第、公募を行う予定でございます。特に、その他の準備行為は考えておりません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは、再質問を行います。

まず、83号議案ですけれども、そもそも指定管理者への移行は、大きな目的として市の経費削減、それから民間がされていけばサービスが向上する。要は、民間でできることは民間でという形が指定管理者の原点だろうというふうに思いますが、この場合、指定管理にすることで、今までTMKが行ってきたことを踏まえて、それ以上に指定管理にすれば、どのような今までと違った効果があらわれると考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、87号議案ですけれども、各事業者ごとの現在の利用者数と今後だんだん少子高齢化していく中で、今後の利用者の推移をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、山田議員の再質疑にお答えいたします。

指定管理にすることの効果についてですが、プールにつきましては、従来の夏休み期間中の開放から7月初旬から9月末まで、開放期間を延長することで、市民サービスの向上が図られると考えております。また、プールを利用しての水中ウォーキングや水泳教室などを指定管理者の事業の中で実施することで、より多くの方々に健康づくり、体力づくりに取り組んでいただけることが可能となります。

また、カヌー場についてですが、カヌーやヨットなどの海洋スポーツ教室を定期的で開催していくことで、より多くの方に施設を利用していただけるものと考えております。

また、施設内及び周辺の草刈り作業等の環境整備につきましても適宜行っておりますが、さらにきめ細やかに行うことで手入れが行き届いた施設となりますので、地域の方々にも親しまれる施設になり得ると考えております。

さらに、指導者の有資格者の常駐体制はできます

ので、従来職員異動であった際、必要となる資格取得費の削減ができますし、維持管理等に係る事務量も減ることから、海洋センターに係る人件費の削減も実現できますので、スポーツ振興の新たな業務に従事することができるという効果があると判断しております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 山田議員の再質疑にお答えします。

現在、市内の9児童クラブ全体の登録児童数は、10月末現在で322名でございます。この登録児童数は年々増加しておる状況でございます。その要因につきましても、共働き家庭の増加や核家族化の進行により、ニーズが増加しているものと考えております。

今後の利用者の推移につきましても、現在行っております定住施策や女性の就労支援などの取り組みにより、子育てしながら働きやすい環境づくりを行っておることから今後も増加するものと考えておりますし、利用していただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

それでは、通告順に質疑をしたいと思っております。

最初が、第71号議案、補正予算について何件かお尋ねいたします。

県の独身寮を土地・建物を買上げたんですけども、今回、改修費で3,000万円の予算が提案されました。購入費の議論のときに、ある詳しい議員の人に、「改修費どれぐらいかかるんだろうか」と尋ねてみると、「まあ、今のことやから2,000万円はかかるじゃろうなあ」と言われましたけども、それよりはまた1,000万円高い3,000万円なんですけれども、この3,000万円のいわゆる改修規模ですね、たとえば全体やったら相当広いんですけども、全部やるのか、部分的にやるのか、いわゆる何人の方を居住目的でどういう規模で改修するのか、その事業効果などについて簡単に説明をしてもらいたいと思っております。

次が、ふるさと納税の記念品を742万円増額する提案がされています。けさの大分合同新聞に、国東市

のふるさと納税が急増したということで、非常に大きい記事で、20歳の職員のようにすけれども、努力していることが書かれていますけれども、高田の場合、比較してみましたら、前年度比で高田の場合は、件数で38倍ですね、今年度11月末現在で1,545件ですから38倍、金額では、2,340万円ですから、高田で言うたら前年度比6倍ですね。評価されている国東と比べてみて、件数で言いますと、国東よりはちょうど同じ時期ですね、4.4倍の高田は件数と。金額では、国東が665万円で評価されているんですけども、高田の場合は2,338万9,000円ですから、金額では3.5倍ですね、高田が多いと。急増ですね、前年に比べてみて38倍とか6倍という状況ですからね。これは、担当課長や職員の皆さんのご努力を評価したいと思うんです。

問題は、そのことによって特産品をお礼でお返しをさせるから、これだけの今度はお返しの費用が今回も742万円補正することになったわけなんですけど、これによって事業効果をどう見るかですね。寄附金が約3,000万円ほどになるということと同時に、一千何百万円かけてお返しをするんですけども、しかしそのお返しの分は、特産品がはけているところは本当にありがたいことですよ。どのようなものが特別はけておつて、事業効果があっているのか、ちょっと簡単に説明をしてもらったらと思っております。

次が、福祉の関係の予算が、これ精算なんですけども、約2,400万円、生活保護の関係でも900万円が返還せざるを得ないということになっているんですけど、私は素人目で考えたら、障がい者についても、あるいは生活保護者についても、今の不景気の中で対象者が広がっているからね、むしろ予定よりもふえて足らなくなるかなと思うんですけども、実際は見積もったよりも実績がなくて、国に返還するとなつとるんでね、ちょっとその辺がどうなんかなと思うので、簡単に説明をしてもらったらと思っております。

次が、里のくらし楽々安心事業で、535万円の補助が提案されています。これは、今年度から大分県の事業として始められた事業なんですけれども、豊後高田市が独自に周辺地域でどういうことがお困りなのか、どういうことを希望しているかという調査をした結果を見ましても、10年後不安なことという項目で、3番目に多いのが、食料や日用品を買いに行くのに本当に困ってしまうというのが64.8%ですね、3番目に多いんですよ。それから、今何を望みますかの中でも、日常生活が不自由になっているから、

12月9日

そういう必要なサービスしてくれというのが一番多いところでは、三浦が一番ですね、56.9%から三浦が一番、三浦、田染、上真玉、臼野、香々地、草地の順で、高齢社会を迎えて車もないし、買い物が不便だという人が多いということが、この市の独自の調査でも明らかになっていますね。

よって、今回、市が535万円の助成をして新たな事業をやろうということなんですけども、こういう今、名前を上げたような地域に全部サービスが行き届くようなことになるのかどうか、その辺の事業内容について、説明してもらいたいと思います。

次が、歩こう豊後高田大作戦事業について、これは万歩計を個人負担1,000円で、あとは市が補助するという制度で、これが足らなくなったからということなんですけども、この事業効果、私も持っていますけれども、事業効果をどう評価しているのか。

さらに、今回補正するけれども、それだけでも足らんと、事業効果があるんならば来年度も引き続きやるかというのも注目点なんだけど。やはり高田の場合、いろいろ目新しいことをするけども、継続という点ではちょっと弱い点が多いと思うんですよ。私も長年歩いていますけれども、ああ、新しい人が歩き出したなと思ったら3カ月ですね、3カ月で、またメンバーが変わっているような状況が続いていますから、これだけ市が1,000万円近く補助をすることになれば、やっぱり事業効果が上がるように、何かこれを活用してのさらに周知ですね、どういうことをすればさらに活用して日常的にウォーキングをするようになるのか、ウォーキング人口をふやすということは大事だと思いますので、その辺の見解を説明してもらいたいと思います。

次が、学びの21世紀塾についてですけれども、今回補正がされましたが、これは文科大臣も高田を視察した結果、その評価はされまして、高田の場合、中学校についても土曜の塾を拡大しようということで、今年度からやったわけなんですけれども、このことによって私が教員からの投書などが来まして、校長、教頭、その他一部の先生が、かなり無理が要っていると、本当にボランティアというのはおかしいじゃないかとね、本当にボランティアの人はボランティアでいけるけども、やっぱり特別に時間、土曜日に出勤して授業に携わるということになると、それ相当の報酬出すべきじゃないかという議論をしましたがけれども、国からの補助ももらって改善しているというような答弁もあったと思うんですけれど

も、今回これだけの補助金を補正することによって、もうボランティアというのは基本的に解消するというふうに理解してよいのかどうか、その点、説明してください。

8番目が、就学援助について、今回小学校の分だけが補正されているんですけども、実態としてこれ今計算してみましたら、支給者が165人だということは、生徒数の16.3%になります。中学生の場合14.8%なんですね。今までは、中学生のほうが多かったと思うんですけどもね。

よって、実際にまだ申請してもらえば該当されるような生徒がいるんじゃないかなと思うんです。宇佐市と比べてみても、高田の場合まだ低いんですよ。この10年前に比べてみたら、高田の場合随分増加しましたけど。だから、これはあくまでも転校した生徒も含めて、実際にその年度途中でも生活が困窮になる人についても、やっぱり申請すれば全部対象に上げてもらうようにしてもらいたいと思うんですけど、その辺の実態はどうか、説明を求めます。

あと、9番目は、田染の小崎が国の文化的景観に選ばれておりますから、そこの河川や農地についての災害工事については、特別に受益者負担分を市がもつということだと思うんですけど、この規模ですね、どれぐらいの規模、額になるのか、受益者負担分を市が肩がわりする分を説明してください。

次が、87号議案についてですが、今、山田議員から広い範囲で質問がありましたので、私も簡単にしたいと思うんですけれども。

一つは、施設の問題でね、資料をいただきまして、資料を計算してみましても、9つの施設の中で「ひまわり」と「なかよし」ですね、いわゆる高田小学校区、桂陽小学校区については、今利用している施設でも、高田側で一人当たり0.75、桂陽のほうで1.12とね、1.65から見たら基準に満たしていない状況ですわね。あとのところは、何倍というところがあるぐらいですね、いわゆる部屋の割に児童数が少ないという状況のようなんですけれども、問題なのは、高田小学校、桂陽小学校については、校区内に若い人の新築住宅が相当建っているし、あるいはアパートもできるとし、今後どこよりもこの高田と桂陽校区については、児童数が増加するというのは科学的に見ても明らかだと思うんですよ。ましてや高田の場合は、もう小学生、1年生が2クラスから、3クラスになる見通しですわね、そうしますと、空き教室を利用しての放課後児童クラブというのが利用でき

なくなるんじゃないかという心配を感じます。桂陽小学校も同じですね。

そうすると、それと児童数が1施設当たり40人以下となっていますから、今でも78名、52名というふうに多いわけやから、2施設が必要になってくると思うんですよ。特に、高田は3万人の人口増を目指してやっているだけに、どうしても若い人に住んでもらって、若い人に子どもをたくさん生んでもらうようにしてもらって、これが一番ですね。そうしますと、働きながら子育てができると、それはただ幼児だけじゃなくて、今度は法律が変わって、小学3年生までじゃなくて6年生までが対象児童になりましたんでね、やっぱり希望者は全部放課後児童クラブに入ってもらって、お母さんは安心して働いてもらうようにすると、そのためには5年間の経過措置があると言うけれども、それを5年待つのではなくて、今から思い切って高田側と桂陽側については、施設を完備していく必要があるんじゃないかと思いますが、市長の見解を求めます。

次が、児童クラブの支援員の資格の問題がこの条例でうたわれておりますけれども、研修についても引き続きやって努力目標になっているんですけども、これには受講料や旅費など費用がかかるわけなんですけれども、イノシシや鹿のわなの免許を取る受講料などについては市が助成措置をとってきましたから、同じような形で、今から新しく就職する人じゃなくて、今までのおる方々についても改めて研修受けることが求められてきますわね。だから、それらの人についても、放課後児童クラブを充実していくためにも、受講料や旅費などは市が助成すると、県にも要求して、県と市が半額ずつ出すぐらいのことをやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、もう1つは、指導員などの待遇改善について、今のところは時給が、高田の場合700円から800円ですね、宇佐の場合は700円から1,000円のようなですね。それぞれ、それは保護者会や福祉法人の中で決めることになっているんですけど、いわゆる市が助成額をふやせば、それは県との関係でありますけれども、市が独自の助成をふやせば待遇改善はどれだけでもできるので、旅費もあるところとないところがありますね。それから、雇用保険などについても、実態を把握してもらって待遇改善に努力する必要があるかと思いますが、市長、どうでしょうか。

それから、もう一つは、保護者負担金について、先ほど説明があったように、高田の場合は、2,000

円から高いところは4,000円ですわね。それぞれ他市もまちまちなんですけれども、大分市の場合が、市長がこういう福祉問題でも相当力入れておまして、生活保護世帯や就学援助を受けている方については、それからひとり親家庭というかね、そこが無料で、ひとり親家庭まで無料ですね。そして、あと住民税非課税世帯、それから二人以上を放課後児童クラブに入っている方については、この規定料金の半額という措置をとっています。その分は、全部市が一部負担で出していますね。このことをたしか去年の議会で質問したところが、課長は、「条例を決める段階で検討する」という答弁だったと思うんですが、こういう検討をされたのか。本当にひとり親家庭についても、生活保護者についても、2,000円から4,000円出すというのはちょっと無理がいくんじゃないかと思いますが、その辺を聞きます。

それから、最後に、火葬場条例についてですけども、今、山田さんの質問で大体わかりましたけども、1点だけ、80区画あるんですけれども、こういう形で必要ということをつくったんですけども、大体どれぐらいの希望者があるというふうに見込まれるのか、見込んだうちの80区画になったのか、その辺をちょっと聞きたいんですよ。

以上です。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、第71号議案のうち、県職員住宅の改修についてお答えをいたします。

まず、改修の規模につきましては、内部についてはトイレ、それから風呂などの水回りですね。それから、各部屋のフローリングへの改修等で、外周りににつきましては、ひび割れ、それから雨どいの補修ですね、それから建物の洗浄等を予定しております。

それと、事業の効果につきましては、寮形式の部分については13人、アパート形式の部分については4人収容することができます。先般、9月の議会で鶴海議員さんの質疑にご答弁申し上げましたように、カヌー、それから空手、ラグビーなど、特色ある部活動を目指しまして、市の内外から、遠方から高田高校に入学する生徒の寮として活用しまして、今後の定員割れを食いとめるとともに、市内に1校しかない高田高校の廃止につながらないように、高校、それから同窓会、後援会、そして市が一体となって取り組むものでございます。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきました

12月9日

いというふうに思います。

以上です。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長（河野真一君） 第71号議案、ふるさと納税の実績と事業効果についてお答えいたします。

ご案内のように、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金につきましては、本市を応援したい方が寄附金という形で税の一部を居住地と寄附先の自治体とで分けて納付できるような仕組みでありまして、本市にとっては非常にありがたい制度でございます。

まず、これまでの実績についてでございますが、ことしの5月に納付者へのお礼として贈呈しております特産品を全面的に見直すとともに、インターネット等を活用した情報発信に努めた結果、11月末現在で1,545人の方々から2,338万9,000円のご寄附をいただきました。これは、前年度末対比で、約6倍の増加となっております。

次に、事業効果についてでございますが、まずは本市に対する寄附金が増加したこと。2点目としましては、今年度大幅に種類をふやし、贈答品として送付しております本市の特産品の宣伝と振興が図られること。そして3点目としましては、昨年度までは寄附者のほとんどが本市出身者でありましたが、今年度はその多くがこれまで本市と関係のない方々でありまして、このふるさと納税を通じて本市を知ったというメール等も多くありまして、全国に向けて本市のPRができたことなどが上げられます。

なお、特産品で最も多いのは、市内の畜産農家の方が育てた「豊後・米仕上牛」でありまして、約7割を占めております。2番目が、「香々地の岬ガザミ」となっております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは、大石議員の第71号議案に係るご質疑のうち、まず国・県支出金精算償還金についてお答えいたします。

まず、社会福祉費国・県支出金精算償還金につきましては、平成25年度障がい者医療や介護・訓練給付費などの障がい福祉サービスに係る補助負担金について、過年度精算分を計上しているものでございます。

障がい福祉に関連する国・県支出金の交付手続については、まず年度当初に交付申請を行いまして、年度途中で決算見込みにより一度変更し、変更交付

申請を行います。その後、この変更申請に基づいて補助負担金一旦概算交付されることとなってまいります。そして、年度が終了後に確定した実績と比較して、既に交付されております概算交付額と比較して、過大があれば過年度においてそれぞれ国、県にお返しするということとなっております。

障がい福祉サービスについては、給付単価の高いものが多いことから、サービス利用度が多少変動するだけでも実績額に与える影響は大きいということがありますので、当該年度において予算に不足が生じ、ご迷惑をおかけしないよう概算交付申請を行ったことによるものです。

次に、生活保護費国・県支出金精算償還金につきましては、平成25年度生活保護費に係る補助負担金について過年度精算分を計上しているものでございまして、交付の申請手続等は、先ほどご答弁した障がい福祉サービスと同様でございます。年々生活保護費が増加傾向にあるため、一定の額を確保するよう概算交付申請を行ったことによるものであります。

続いて、里のくらし楽々安心支援事業のご質疑にお答えいたします。

本事業の概要でございますが、外出しての買い物などに不安を抱える高齢者や障がいのある方などに対しまして、地域での日常生活を支援するため、食品や日常生活品等の移動販売、いわゆる買い物支援事業を平成27年度から実施するよう計画を進めております。

本事業の事業主体は、市内で障がい者施設を運営しております社会福祉法人みづほ育成会でございます。田染地区、東都甲地区において個別配送による移動販売を開始することとしております。そのため、今回大分県買い物弱者支援事業費補助金を活用し、移動販売事業実施に必要な保冷車や冷蔵庫などを本年度中に事前に準備するものでございます。これによりまして、住みなれた地域で安心して生活を送っていただける環境が支援できるとともに、戸別訪問による高齢者の見守り、それから障がい者の社会参加、就労支援促進にもつながるものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） それでは、第71号議案のうち、歩こう豊後高田大作戦事業についてのご質疑にお答えします。

この事業は、市民の皆さんに健康に関心を持っていただき、無理なく、楽しく、継続して歩いていただくこと、40歳以上の市民の方を対象に歩数計の助成を行うものであります。

事業の効果と来年度以降の事業実施についてですが、健康づくりを推進するためには、まずは健康づくりに関心を持ってもらうことが大切であります。そのため、より多くの市民の皆さんに歩数計を持っていただき、ご自身の毎日の歩数を知っていただくことは、健康づくりに関心を持ってもらうためにとっても大事なことだと思っております。また、具体的な効果としての歩数の増加は、ウェルネスリンク対応の歩数計を購入された方は、できるだけデータ登録をしていただき、そのデータの中で歩数の推移を見ていきたいと考えておりますし、無償の歩数計を持たれている方につきましては、歩数記録用紙を全員に配布するなどして変化を見ていきたいと考えております。

来年度以降の実施についてですが、健康づくりに関心を持っていただくためのきっかけとして、より多くの方に歩数計を持っていただくことが大事だと思っておりますので、来年度以降、40歳になられる方もおられますので、引き続き歩数計の助成を行っていききたいと考えております。

次に、第87号議案のご質疑にお答えします。

まず、設備の基準についてですが、先ほど山田議員のご質疑にご答弁申し上げましたとおり、その基準を満たさない児童クラブが2クラブございます。当面は、現行どおり学校内で実施することとしておりますが、条例の基準を満たすためにはさらなる余裕教室の活用など、学校や関係機関と十分検討する必要がありますし、子どもたちが安心して活動できる生活の場を確保する観点から、余裕教室の活用が難しい場合は、施設整備を含め早急に対応してまいりたいと考えております。

また、放課後児童クラブの支援員や補助員の研修に係る経費などの助成や待遇改善、保護者負担金の減免制度についてでございますが、これまで各クラブの運営方法や内容、保護者負担金等につきましては、自主性や特色のある運営を行う中でそれぞれの実情に合わせて決定をされており、クラブごとで内容が異なっているのが現状であります。

今後、支援員等の研修は県が行うこととされておりますので、できるだけクラブの負担とならないよう要望してまいりたいと考えておりますし、支援員

の待遇や減免制度につきましても、現在各児童クラブのご意見をお聞きしながら協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 第71号議案のうち、学びの21世紀塾推進事業についてお答えいたします。

学びの21世紀塾事業につきましては、今年度から市内全ての小・中学校を会場とし、土曜日寺子屋講座を実施しているところであります。それによりまして、昨年度から教室数は71教室から148教室、講師数は81名から157名とふえ、また今年度から全ての講師の方々に謝金の支払いを行うことによります事業費の増であります。

次に、小・中学生の就学援助事業についてお答えいたします。

本市における就学援助につきましては、経済的理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対して、就学に必要な用品の援助を行うものであります。小・中学生の就学援助受給者は、平成26年度見込みで、小学校165名、中学校85名と年々増加傾向であります。また年度途中の申請についても可能であります。

今回の補正につきましては、小学生の受給対象者の増加によります事業費の増であります。

以上であります。

○議長（河野正春君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤 清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤 清君） 71号議案のうち、田染荘小崎の災害復旧工事についてのご質疑にお答えします。

本工事は、台風19号により被災した農地2カ所及び河川1カ所を復旧するものでございます。今回被災した場所は、平成22年に国の重要文化的景観に選定された地域でありますので、文化庁所管の補助事業として実施を予定しているものであります。

議員ご質疑の事業の概要についてでございますが、まず農地につきましては1カ所、災害延長8メートルで、練石積み工19.2平方メートル、もう1カ所は、災害延長6メートルで、練石積み工12平方メートルでありまして、農地全体の工事費は約100万円でございます。

次に、河川についてでございますが、災害延長18メー

12月9日

トルで、ブロック積み工52平方メートルであり、工事費は約300万円となっております。

なお、本事業は、重要な文化財を保存するための補助事業として市が実施するものでありまして、その負担割合は、国が70%、実施自治体の市が30%であり、受益者負担はございません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 第88号議案についてのご質疑にお答えします。

山田議員のご質疑でご答弁申し上げたとおり、過去の議会でのご議論や地元の方々からの意見も受けまして、旧千部火葬場の跡地を有効活用するため、市営墓地として整備する方向で決定してまいりました。

墓地の利用者数でございますが、将来的に墓所を希望される方々がどれくらいおられるのか予想にくく、見込み数につきましてはなかなか把握できていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 最初に、今度の高田高校の寮の改築の問題なんですけれども、今、何人収容かというのは、部屋数とかはわかったんやけど、実質今度の改装によって最高何人まで収容できるんですかね、居住できるかということね。

それから、高校の関係者などに聞いてみて、今後の見込みで実際に市外から高田高校に入学したいと、あるいは今の在生学生も、新しくできたら寮に入りたいという実態を把握しているんでしょうか。それが余にも少ない場合は、香々地でも、真玉でも、東都甲でも、田染でも、寮に入りたいという人は優先して有効活用できたほうが市民にとってもありがたいんじゃないかと思っておりますので、その辺どう見るのか、どうするかお答えください。

それから、ふるさと納税について、今説明があったとおりなんですけれども、お尋ねしたいのは、件数で1,545件が11月末現在ですわね、何といっても1万円以下がもう極端に多いんだけど、100万円以上の方は市で市長から表彰という経緯があって受けられた方もおりますけれども、この1万円以下という方は、年に何回か分けてということなんですか。実質、1万円以下は1,231人ですけど、実人員で1,231人なのか、この人は何回か分けて延べでこれなのかですね、その辺聞いておきます。

いずれにしても、協力者が豊後高田市出身者だけじゃなくて、ロコミの宣伝やあるいはインターネットなどを通じて、全国に特産品、お礼の品物が素晴らしいということで、そんなことが入ればさらにふえることになりますわね。特に、1万円以下についてはなと思うんですけども、その辺、今後まだ来年度からふえる見込みというように見てよいのか。来年は、また補正予算も組まなくても当初予算でばんと載せるつもりなのか、その辺を聞いてきます。

それから、里のくらし楽々事業についてですが、今のお話、答弁では、来年度に田染地区と東都甲地区で実施をしたいというようだったんですけども、この市の独自調査の結果を改めて今読んでみたら、日常生活が不自由になった場合に必要なサービスは何ですかというときに、「買い物の手伝い」というのが一番多いのが、さっき言うたように、三浦、田染、上真玉という順番なんですよ。言うた西都甲、東都甲を見ましたら、東都甲40.7%、これは全市内の中で一番低いのが東都甲なんです。西都甲は42.2%、これは2番目に低いんですね。あとのところは50%台が、草地なんか50%でしょう、香々地で50%、臼野は51.8%とあるんですよ。だから、それは東都甲と田染が並んでいるから利便性があるってそう考えたのか、または今で言うたらば、三浦だとか、上真玉とか、臼野だとか、香々地、草地のほうが、アンケートの結果では希望者が多いように科学的に見たら見えるんだけどね。それは、初年度だから、27年は田染と東都甲やけど、次はそういうところもふやしていくという計画なのかどうかを聞いてきます。

それから、学びの21世紀塾で、今年度から講師については全員謝礼を交付するようになったということですが、謝礼の基準ですね、1時間当たりとか、1講師当たり、どれぐらいのものでこの予算になっているのか。

それから、あと第87号について、まず施設の問題から、2つの高田と桂陽の関係で、何とか来年度も学校内でやろうということなんだけども、実際に高田小学校では、来年1年生が3教室になったら、今利用している放課後児童クラブの部屋が教室に変わるんじゃないですか、教育長。

まだ学校内で、せめて1教室は確保できる状況があるのか。なければ、本来ならば補正予算組んで、あと新しく建てるとか、あるいは改装するとか予算を組んでやるべきだと思うんですけども、それ出ないんだけどね、見込みはどうなのか。桂陽小学校に

についても、児童数がふえてくると同じ問題が起こりますよね。だから、思い切ったことを考えないとやれないと思うんですが、教育委員会の立場から見て、教育の場じゃない、今度は福祉の場で放課後児童クラブに利用できる部屋がまだ来年度十分確保できるという認識なのか、できないんならどうするかという問題、大きい問題だと思うんですよ。基本的には、5年経過措置があるけども、5年間待たず、こういう大きいところについては2施設にすると、40人以下にするし、1.65平米以上にするというような基本的姿勢で臨んでもらいたいと思いますが、その辺はどうか。

それから、職員の講習の問題で、県が実施するからと言うけども、基本的には県に改めて市長から要請してもらって、県が全額出してくれれば一番ありがたいけども、出さない場合は市と県でもって、職員には個人負担はさせないと、あるいはクラブの負担はさせないという措置をとってもらいたいと思いますが、旅費、受講料について、市長の考え方を聞きます。

それから、3点目が、待遇改善の問題でね、それぞれの自主性・特殊性があって、それぞれの保護者会などで、運営委員会などで決めることなんだけども、やはり今の時代ですから、私も日本共産党は、最低賃金時給1,000円以上というように全国的にはうたって国会でも頑張るとるんですよ。だから、せめて700円と800円があるんならば、とりあえず800円にそろえとかね、近く1,000円まで持っていくというような改善策をとるべきだと思うんです。そのためには、県に向かっても委託料ふやせと、市もふやすということで、その分、独自に市が上乘せすればできることやから、そういう措置がとれないのかね。

もう1点は、保護者負担の問題で、2,000円から4,000円なんだけど、私が言っているのは、それぞれがまちまちでも、生活保護者や就学援助受給者やひとり親家庭については、何らかの減免措置をとるべきでしょう。無料にならなかつたら、せめて半額とかね。それをお互いにそのクラブの中でその分をほかの人でもてという方式では、それは無理がいきますから、そうじゃなくて、その制度は市の福祉制度としてやって、その分は市が一般財源からもつというようにしてもらいたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

それから、火葬場条例で1点だけ、市長の判断で2区画でも貸し出すことができるというところがあ

るんだけど、私は市営墓地という性格から見たら、やっぱり誰も平等のほうがいいと思いますよ。隣より大きい墓というんじゃないでね。大きい墓を建てたい、3倍も5倍も建てたい人は、それは自分で土地を買って建てればいいことなんですよ。

市営墓地というのは、やはり自分とかが民間でも墓地ふやしてきていますよ。来縄でも東都甲でもやっていますよね。全国どこでも、別府だってあんな霊園がありますよ。お金のある人はそこに行けばいいんであってね。だから、やっぱり所得の少ない方を対象ということになったら、2区画じゃなくて1区画でも多くの人に利用できるように確保すると、その条項は削除してもらったほうがいいと、市長思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、収容人数でありますけども、先ほど私が申し上げましたように、アパート形式の部分については、それぞれ一部屋一部屋になっておりまして、それが4部屋あります。寮形式の部分については、建物自体は1つになっているんですけども、それぞれ個別に部屋がありまして、それが13あります、中にですね、それぞれの部屋が。だから、13と4で17人ということになるんですけども、高校同窓会のほうも基本的に一部屋に1人ということ考えているみたいですので、今のところ17名ということになります。もし、これが仮にふえるようなことがありましたら、またその都度、どういった形がいいのか検討していくというふうになると思います。

それから、2番目に、申し込み者の見込みなんですけど、これにつきましては在校生はもちろん高校の話をしておりますし、現在同窓会のほうで、近隣の中学校とかそういったところに募集の活動をやってもらっておりますので、まだちょっと具体的に何名希望者がおるといのはわかりませんが、そちらそういう状況になっております。

それと最後に、もし施設にあきがあれば、有効利用という面からも市内の方でも利用させたらどうかという話ですけども、当然施設にあきがあれば、周辺部でかなり遠くて時間的に通えない、部活をする場合に通えないという方もおると思いますので、そういった方があれば入れていくような形になると思いますし、実際、そういった方もおられるように聞

12月9日

いております。

以上です。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長(河野真一君) それでは、大石議員の再質疑にお答えしたいと思います。

11月末現在の実績数1,545人という数字は、今年度になりまして寄附された方の総数でありまして、中には2回寄附された方もいるとは思いますが、正確な数字は把握しておりません。

来年度の見込みについてでございますが、新聞でも報道されますように、今、各自治体とも魅力向上に取り組んでおりまして、環境的には非常に厳しい状況が予想されますが、特産品の内容の見直しや手続等の見直し、例えば納めるときのクレジット利用等も行いまして、何とか今年度並みは維持していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長(川口達也君) それでは、里のくらし楽々安心支援事業の再質問についてでございますが、他の地域と田染、都甲以外の三浦、上真玉などなど、他の地域はどうかということでございますが、今回、そういうニーズの中で場所を設定しているのは、田染地区を中心に設定をさせていただきました。そういう実態を踏まえて、田染地区を中心に場所設定する中で、隣の谷になる都甲地域という形で事業の実施を考えております。

この事業につきましては、先ほど申しましたけれども、社会福祉法人みづほ育成会が事業主体となって、自前で自主的にこの買い物支援事業を実施していくこととなりますので、今後につきましては、みづほ育成会の意向、考え方等も伺いながら協議をする中で、今後の展開については考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長(小川匡君) それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

学びの21世紀塾の講師の謝金につきましては、1時間当たり1,500円を支払っております。

以上です。

○議長(河野正春君) 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長(植田克己君) それでは、

大石議員の再質疑にお答えします。

まず、第87号議案の設備の基準についてでございますけれども、先ほどご答弁申し上げたとおり、来年度以降、学校教室内を活用して実施をしたいと思っておりますし、さらなる余裕教室の活用が難しい場合は、学校と協議しながら施設整備を含めて検討してまいりたいと、そういうふう考えているところでございます。

また、指導員の講習会や待遇改善、保護者負担金等につきましても、現在その全体的な課題を各クラブと協議をいたしておるところでございますし、他市との状況も確認してまいりたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 環境課長、榎本久光君。

○環境課長(榎本久光君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど山田議員のご質疑にお答えしましたとおり、墓所の申し込みは1世帯につき1区画と限っております。しかし、将来的に比較的大きなお墓をご希望される方もいらっしゃると思いますので、将来検討する余地があると考えて、この規定を設けたものでございます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 87号議案で答弁がなかったんだけどね。もう一回聞きますよ。

市長、施設のことはもう何らかの方法をとることだからいいけど、職員の待遇改善についてはどうなんですかね。今、700円か800円でしょう。21世紀塾は、無料でボランティアが、今度は全員謝礼金を1時間1,500円を払うようになったと、今年度についてはね。こちらは1,500円でしょう、市の全部一般財源からもっているんですよ。これはいいことなんです。これをこうすべきだというふうに私は主張してきましたからね。

そうなると、指導員や支援員、補助員といいますかね、今度は、正確な言葉は支援員や補助員についても、待遇改善をとると、これは一般財源からもってできることでしょうか。これをどうするかという質問に答えてないじゃないですか。

それと、保護者負担、支援員や補助員の報酬が高くなったから保護者負担が高くなるんじゃない、それは困るんですよ。保護者負担については、私が言っているのは、生活保護者や準要保護者やひとり親家

庭などについては、大分のまねをして無料にする、あるいは半額にするというような措置を市独自でやると、その分は市が一般財源でもったらどうですかと、市長聞いているんですよ。その辺、どうなんですか。

あと、社会文教委員会で作る部分はまだ、私、社会文教委員会でこの条例問題はね、墓地のこともやりますけども、そのことははっきりさせてください。

教育長に聞いときますが、教育長、桂陽と高田小学校でまだ空き教室が放課後児童クラブで使うほどあるんですかね。いわゆるそれぞれのところに2施設が必要になってくるでしょう。今度、城台団地も来年から家が建つわけでしょう。若い人がどんどんふえてくれば、高田も桂陽小学校側も放課後児童クラブも人数がふえるというのはおのずとわかってるでしょう。しかも、法律的には6年生まで対処できないかんわけでしょ、今、そうになってないでしょう。周辺部の児童クラブはなっていますけども、高田・桂陽については6年生まで対応してないでしょうが。そうすると、こんな人数やないでふえてくるでしょう。

今のところで空き教室があるんですかと、ないとなれば、当初予算組んで、新しい施設をつくる、これ県下どこでもつくったじゃないですか。新しい施設をつくるという方向を考えるべきやないかと思いますが、現状どう把握しているのか、教育長に聞いてください。

以上。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうから、まず児童クラブの指導員の賃金状況、これについてお話ししますと、これそのものは全国的な制度です。何人であればどれくらいという補助金を出している、そういうことですから、その制度の中にとるということでやっていくということでもあります。そういうことですから、私もその制度にのっていく、これ全国、全部一緒なんですから。

この800円と700円があるということについては、その中の補助金の中で何に使うかということで幾分か変わってくると。そうしたり、何にするとおっしゃるので、今回課長が言いましたように、皆さん方のこのクラブの人々と話し合いをして、できれば同じそのことをやるんだから、できることなら800円なら800円ぐらいに一緒にしたほうが、情報の交換をしてやっていってもらおうほうがいいんじゃないか

ということの中で地域に話をしようと思っています。そういうことの中で、やっていきたいと思っています。

それから、この教室のことですけど、来年度はこれでやっていけるということですけども、課長が申しあげましたように、これは桂陽とか高田、足らなくなってもらわなきゃ困る。本当は足らなくなるほどふえてもらうことが一番いいことなんで、これについてはできるだけ早急にやりますと言っているように、足らなくならんように、それはもう施設整備はやっていこうと、そういう気持ちで課長も答弁しましたし、改めて私からも申しあげますと。

以上でございます。（○20番（大石忠昭君） 保護者負担の減免制度）これも、先ほど課長が言いましたように、各市との状況も見ながらいろいろやっていきたいということでございます。そういうふうにお答えしたと、私は認識しております。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（河野正春君） これについて、また常任委員会のほうで質疑を願います。

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第71号議案から第91号議案まで及び第3号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 土谷信也

〃 近藤紀男